

# 上峰町障害者計画



令和7年3月  
佐賀県 上峰町

# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 障がい者福祉をめぐる国等の動き.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
4. 計画の期間.....	4
5. 策定の体制.....	5
6. 計画の進捗管理.....	6
7. 重層的支援体制整備.....	7
第2章 上峰町の現状.....	8
1. 人口状況.....	8
2. 各種手帳所持者数の状況.....	9
3. 地域生活の状況.....	14
4. 法・制度、サービスの状況.....	18
5. 課題の整理.....	19
第3章 計画の基本的な考え方.....	20
1. 計画の基本理念.....	20
2. 上峰町が進める重点的な取り組み.....	21
3. 計画の基本目標.....	24
4. 施策体系.....	25
第4章 施策の展開.....	26
基本目標1 支え合いのまちづくり.....	26
基本目標2 安全・安心・快適に暮らせる環境整備.....	29
基本目標3 保健・医療・健康づくりの充実.....	32
基本目標4 社会参画の促進に向けた教育や就労、地域活動等への支援の充実.....	34
基本目標5 包括的な支援体制の構築.....	36
第5章 計画の推進に向けて.....	37
1. 障がいのある人の生活を支援するネットワークの構築.....	37
2. 推進体制の充実.....	37
資料編.....	38
1. 上峰町総合福祉計画審議会設置条例.....	38
2. 上峰町総合福祉計画審議会委員名簿.....	40

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

近年、わが国では障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取り組みが行われています。

平成30年には、「障害者総合支援法」が改正され、障がい者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上等の課題に対応するため、サービスの充実等が行われました。

また、令和3年には「障害者差別解消法」が改正され、障がいのある人が不利益を受けないよう、状況に応じて柔軟に環境や手段を調整する合理的配慮について、提供義務を負う対象を、民間事業者まで拡大しました。

さらに、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がいのある人や高齢者をはじめとするすべての人が、必要な情報を適切に取得し、コミュニケーションを円滑に行えるよう、社会全体で環境整備を推進することが定められました。

加えて、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、共生社会の実現に向けて、障がいのある人が、自らの決定に基づき、あらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策の基本的な方向性が掲げられました。

上峰町でも、障がいのある人の生活実態やニーズに即した障がい福祉施策を総合的・計画的に推進していくために、令和6年に「上峰町障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定しました。

以上を踏まえて、このたび、地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無に関わらず互いに支え合い、安心した生活を送れる町を目指して、「上峰町障害者計画」を策定します。

本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等について、「障害」と表記します。



## 2. 障がい者福祉をめぐる国等の動き

### (1) 障がい者を取り巻く制度的状況変化（国）

障がいのある人に関する法律や制度は、その充実とともに、目まぐるしく変化しており、「上峰町障害者計画」の策定においては、以下の法改正等がその計画内容に大きく影響します。

<b>H30 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正の施行</b>
障がいのある人の望む地域生活を支援するための新たなサービスとして、「自立生活援助」「就労定着支援」の新設や、高齢者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細やかな対応を図るため「居宅訪問型児童発達支援」の新設や「保育所等訪問支援」の支援対象の拡大とともに、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、市町村においても「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。
<b>R2 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行</b>
障がいのある人の短時間雇用に対する特例給付金の支給、障がい者雇用に対する優良事業者の認定制度が創設されました。
<b>R2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正</b>
公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取り組みを強化することや市町村等による「心のバリアフリー」を推進することが定められました。
<b>R3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正</b>
障がいのある人が不利益を受けないよう、状況に応じて柔軟に環境や手段を調整する合理的配慮について、提供義務を負う対象が、民間事業者まで拡大されました。
<b>R3 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行</b>
人工呼吸器や胃ろうなどの医療的ケアを必要とするこどもとその家族が、地域社会で安心して生活できるよう、医療、福祉、教育の連携体制を整備し、支援を充実させることを目的として制定され、同年に施行されました。
<b>R4 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行</b>
全ての障がいのある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるとの認識のもと、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を目的として施行されました。
<b>R5 障害者基本計画（第5次）の閣議決定</b>
「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」を基本理念に、「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」「安全・安心な生活環境の整備」などの11の分野を柱に、施策の推進を図っています。

## (2) 障がい者を取り巻く制度的状況変化（佐賀県）

佐賀県においても、障がいのある人を取り巻く制度づくりが進められています。「上峰町障害者計画」の策定においては、県の制度等とも整合性を図りながら策定します。

H30 「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」の施行
「県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに、その人らしさを認め合い、交流し、支え合う、誰もが暮らしやすい社会」の実現に向け、平成30年9月に施行しました。 県民、地域コミュニティ、障がいのある人がそれぞれの立場でできる配慮や支援をすることで、障がいを理由とする差別の解消を進めていくこととしています。
H30 「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」の施行
手話言語の普及及び聴覚障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務、県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要となる基本的事項等を規定しています。
R6 「第5次佐賀県障害者プラン」の策定
佐賀県では、令和6年に、「県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会」を基本理念に掲げ、障がいのある人自身や介護を行う家族等の支えになる施策の推進に向けた計画を策定しました。

## 3. 計画の位置づけ

### (1) 障害者計画とは

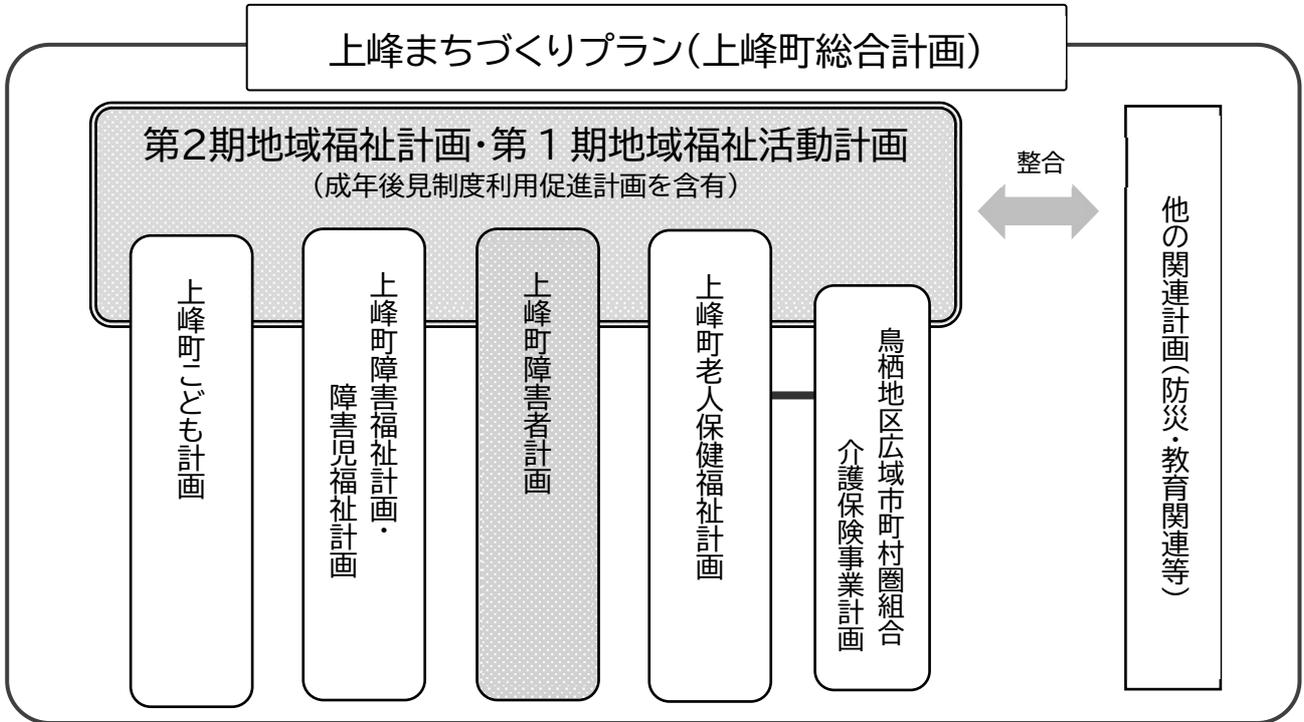
本計画は、障害者基本法に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定める「障害者計画」です。

#### 障害者基本法

第十一条三 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

## (2) 他計画との関係

本計画は、国及び佐賀県の関連計画を踏まえ、「上峰まちづくりプラン（上峰町総合計画）」を上位計画として、各種関係計画と調和を保った計画として策定します。



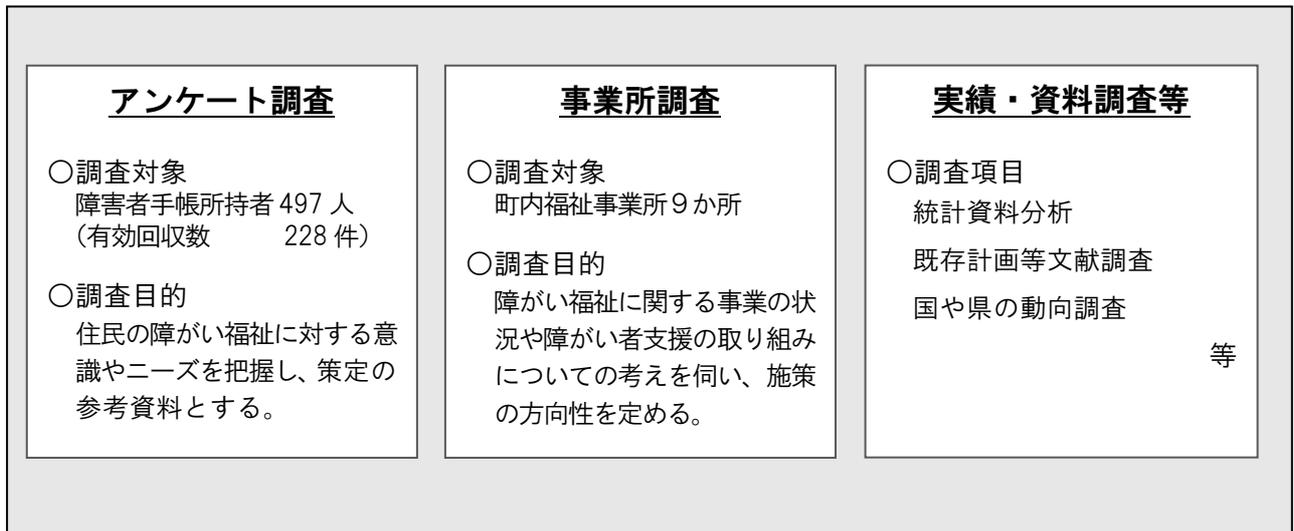
## 4. 計画の期間

障害者計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、各関係計画との整合性、社会情勢の変化を考慮して、必要に応じ内容の見直しを行っていきます。

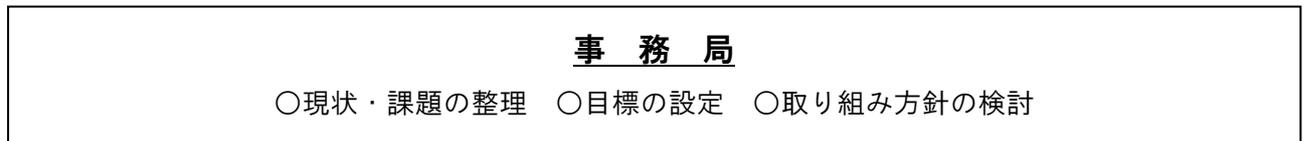
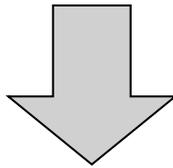
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者計画 (前期計画：平成27年度～令和6年度)				障害者計画 (今期計画：令和7年度～令和11年度)				
第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画		

## 5. 策定の体制

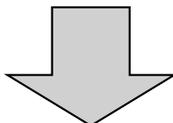
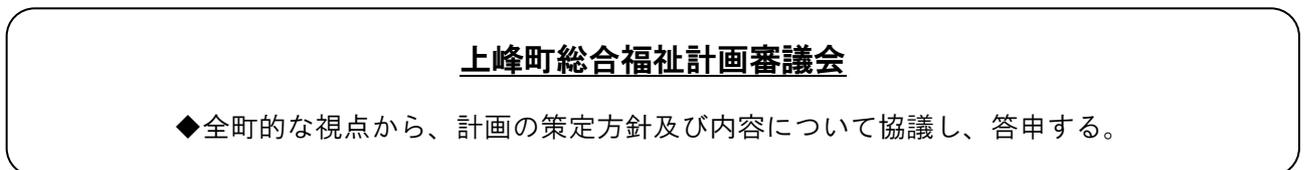
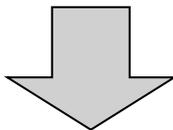
本計画は、アンケート調査等の各種結果から、現状・課題の抽出を行い、上峰町総合福祉計画審議会での検討・承認を経て、策定されました。



現状・課題の抽出



計画素案の提案

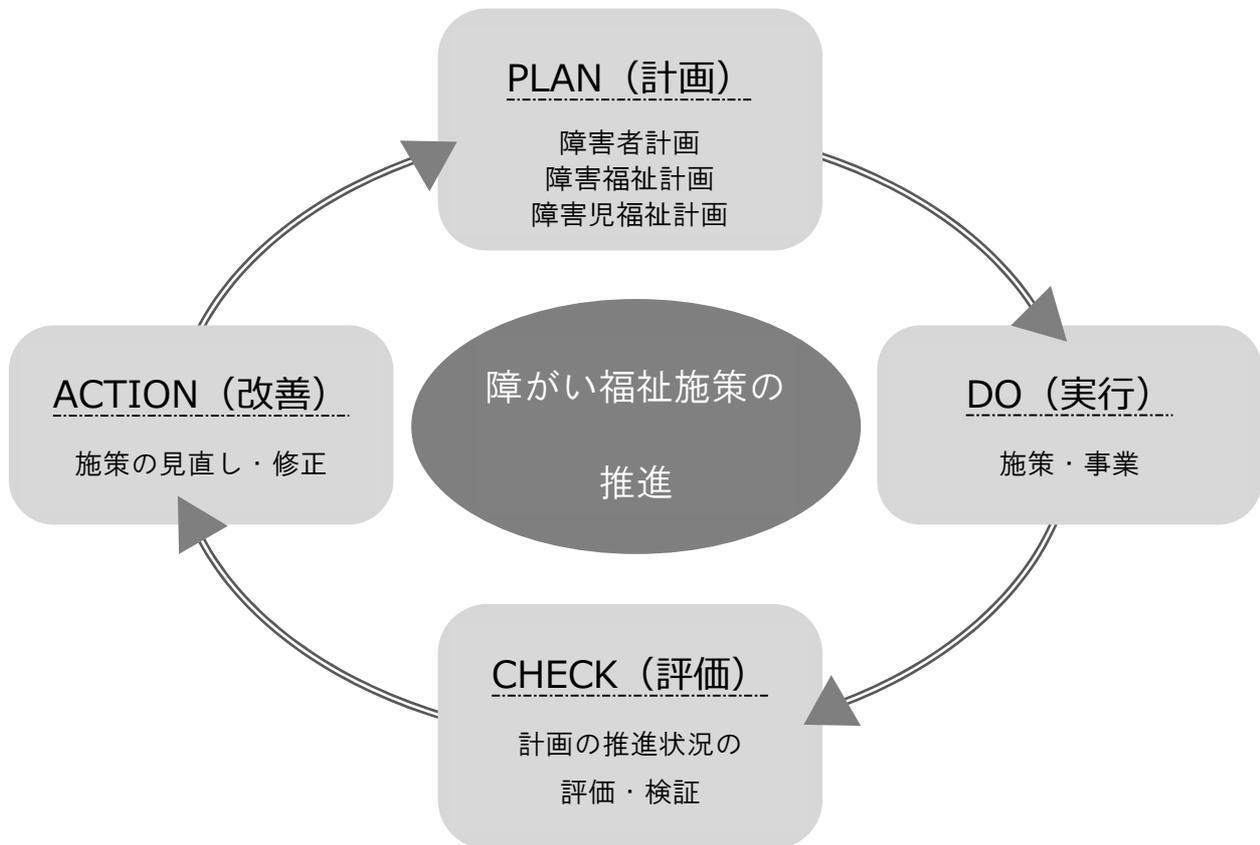


パブリックコメントの実施



## 6. 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画のすみやかな実行を図るとともに、計画の実施状況の点検と進捗管理を行い、実効性のある計画を目指します。



## 7. 重層的支援体制整備

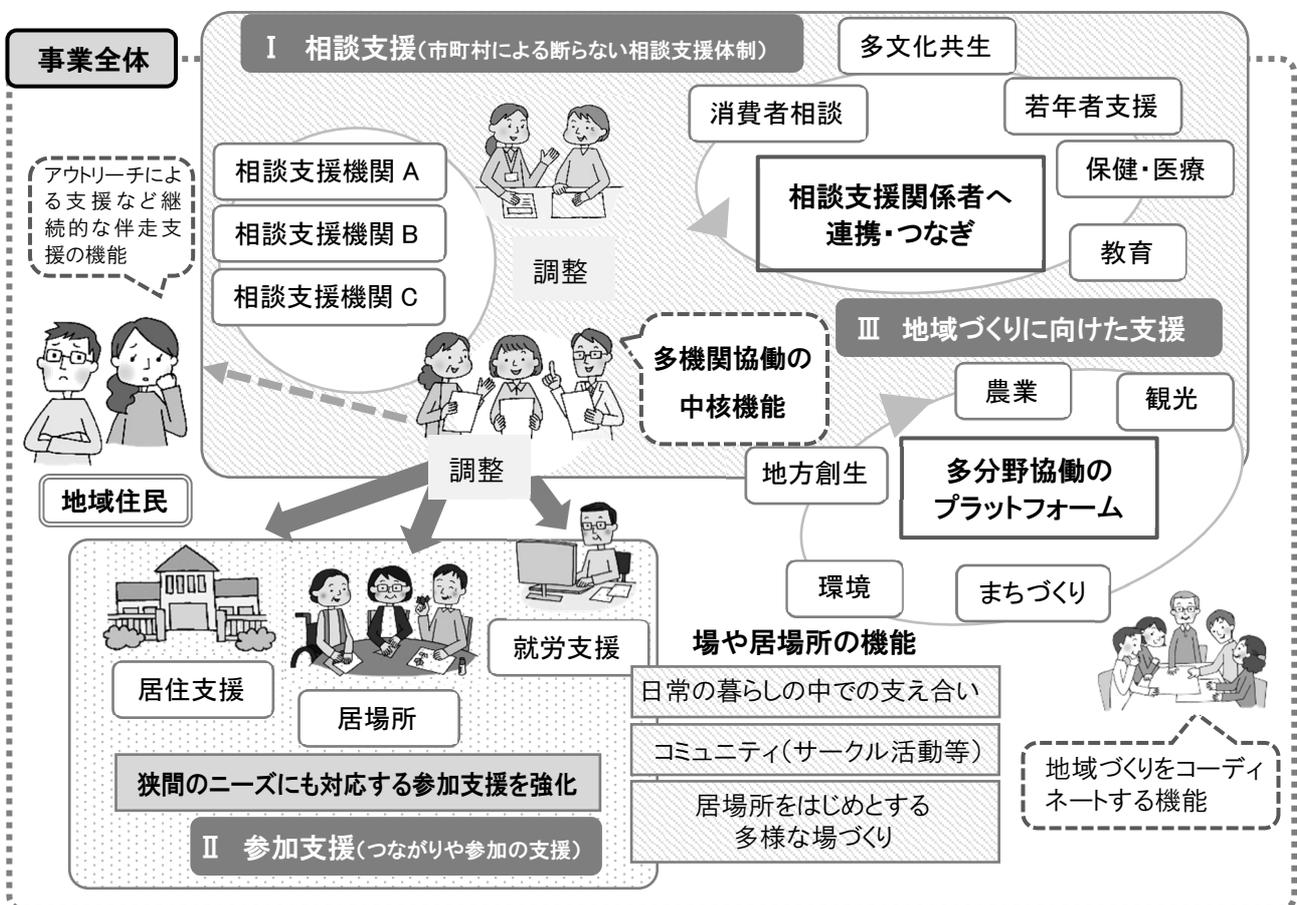
生活困窮や引きこもり、また、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育てを行う「ダブルケア」、こどもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」といった地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が困難な現状があります。

これらを踏まえ、令和3年度に社会福祉法が改正され、重層的支援体制整備事業が創設されました。重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

上峰町においては、令和4年度より重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備事業を開始し、断らない相談窓口を設置しています。相談窓口においては、専門職を配置するとともに、関係機関と連携をとることによって、複数の課題を抱えている人に対する柔軟な支援ができる体制を構築し、窓口を訪れることが難しい人に対しては、職員が出向いて相談支援を行うアウトリーチも実施しています。また、相談を受けるだけでなく、伴走型の支援を行うことで、課題解決まで寄り添った支援を行っています。

今後、重層的支援体制整備事業については、令和7年度より本格的な実施を予定しており、移行準備事業での支援体制を基礎とした誰一人取り残さない支援体制の構築に向けて、多機関協働の取り組みを推進しています。

重層的支援体制整備事業は障がい福祉の分野にも関わりのある事業であり、本計画の中でも、実施計画との整合性を保ちながら関連事業を位置づけ、障がい福祉サービス等との効果的な連動を図ることで、上峰町全体の福祉の向上を目指すものとします。



# 第2章 上峰町の現状

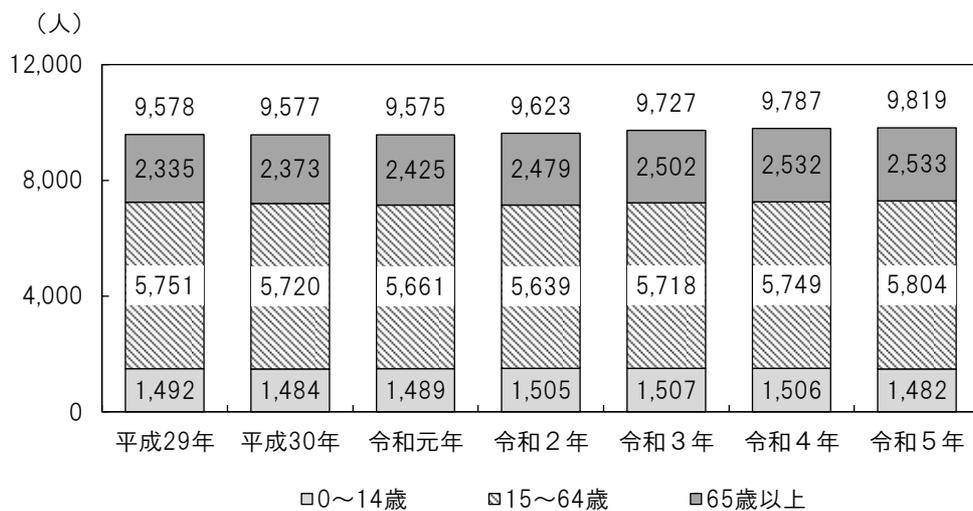
## 1. 人口状況

上峰町の総人口をみると、平成29年から令和元年にかけて横ばいで推移していましたが、近年では、令和5年に向けて人口は増加傾向にあります。

年齢3区別にみると、65歳以上の人口は緩やかに増加している一方で、0～14歳人口は令和3年以降、減少傾向にあります。また、令和2年以降、15～64歳の人口は増加しています。

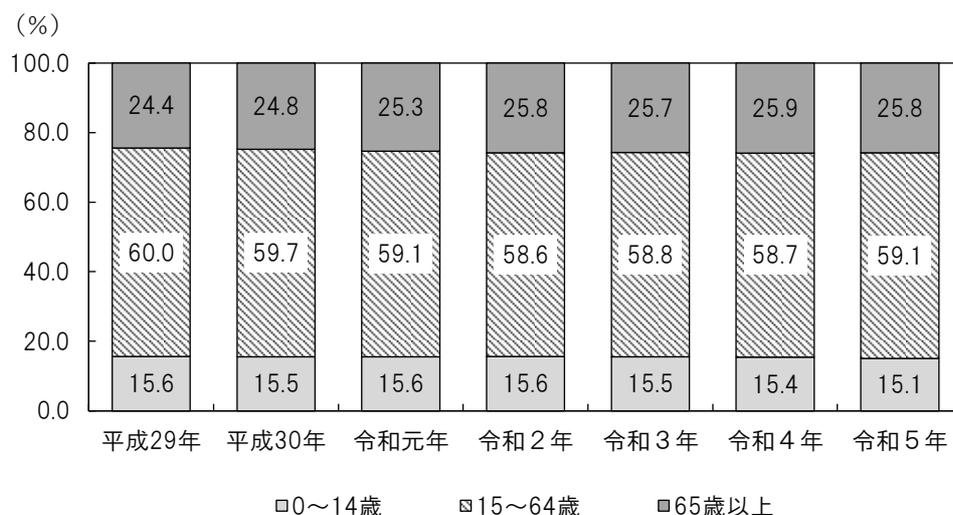
年齢3区別の人口を割合でみると、平成29年以降、どの年代も横ばいで推移しています。

### ■年齢3区別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末）

### ■年齢3区別人口の割合の推移



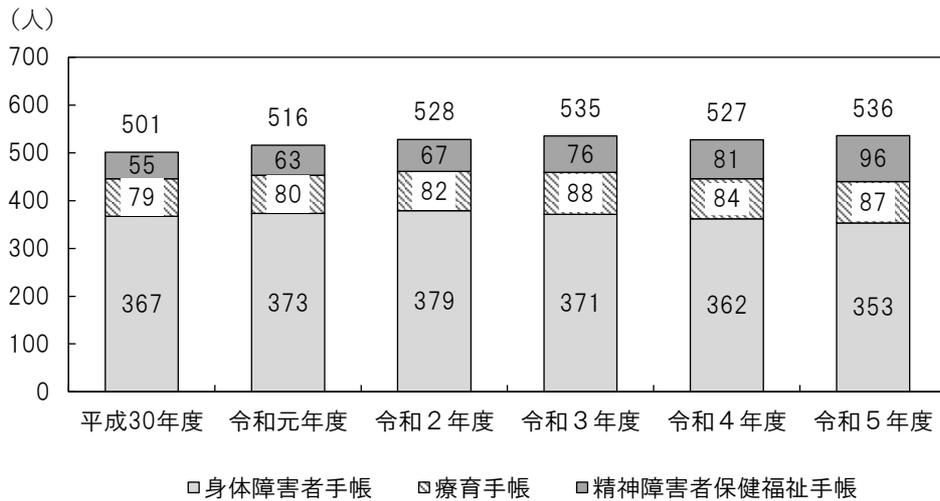
資料：住民基本台帳（各年9月末）

## 2. 各種手帳所持者数の状況

### (1) 障害者手帳所持者数の推移

上峰町の障害者手帳所持者数は、令和3年度に向けて増加傾向にありましたが、令和4年度に減少しました。令和5年度には再度増加し、障害者手帳所持者数は536人となっています。

#### ■障害者手帳所持者数の推移

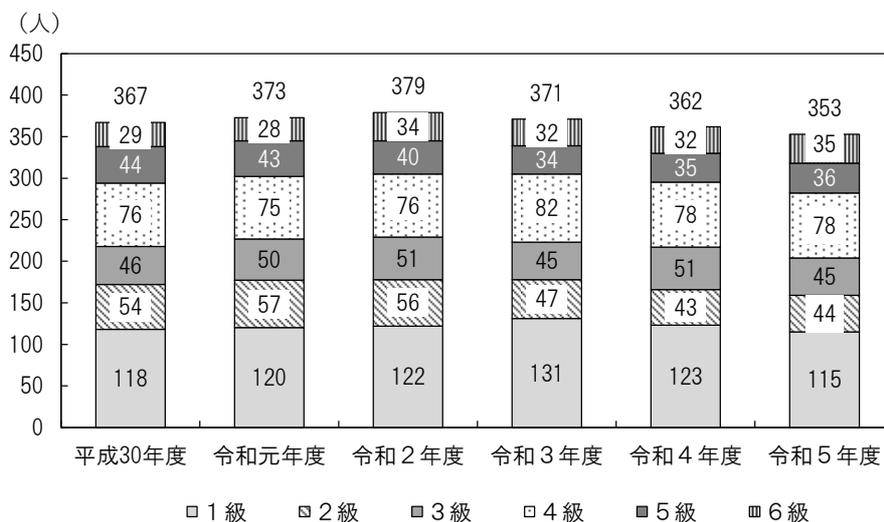


資料：健康福祉課（各年度末時点）

## (2) 身体障害者手帳所持者数の推移

上峰町の身体障害者手帳所持者数は、平成30年度以降増加が続いていましたが、令和3年度以降減少に転じ、令和5年度には、353人となっています。等級別にみると、令和5年度末時点で1級が115人と最も多く、次いで4級が78人、3級が45人となっています。

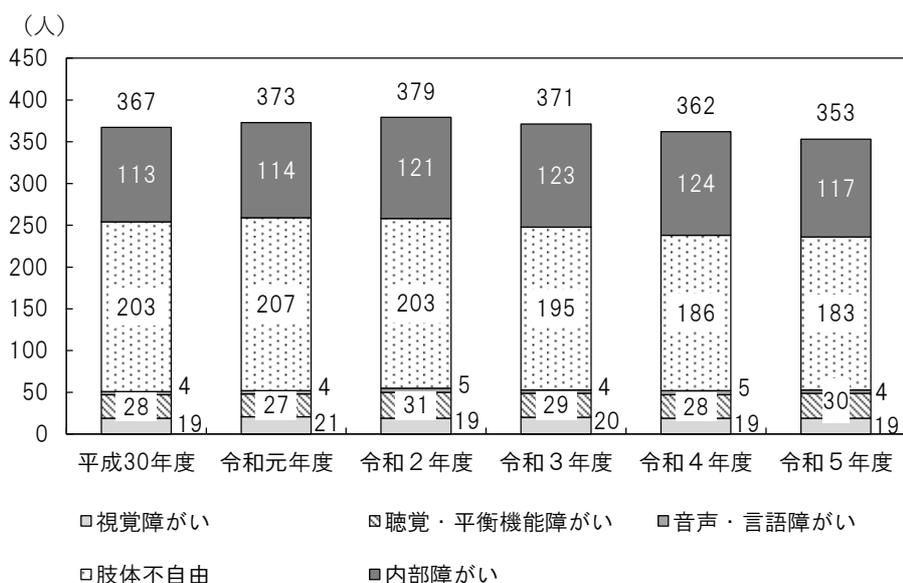
### ■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年度末時点）

障がい種別にみると、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語障がいが横ばいで推移しています。肢体不自由は令和元年度をピークに年々減少しており、令和5年度時点で183人となっています。

### ■障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

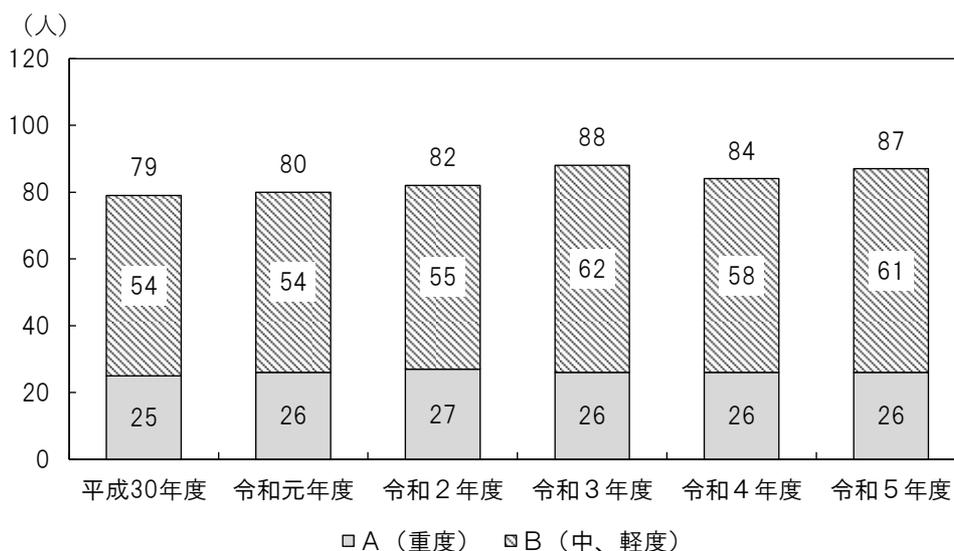


資料：健康福祉課（各年度末時点）

### (3) 療育手帳所持者数の推移

上峰町の療育手帳所持者数は、平成30年度以降増加が続いていましたが、令和4年度に減少し、84人となっていました。令和5年度には、再び増加し、87人となっています。判定別にみると、A（重度）は横ばい、B（中、軽度）は増加傾向で推移しており、令和5年度末時点でA（重度）は26人、B（中、軽度）は61人となっています。

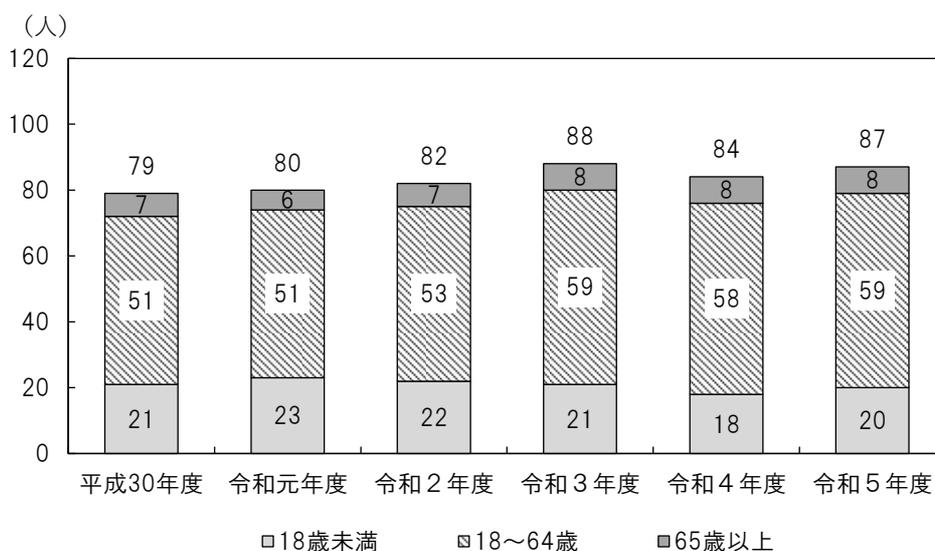
#### ■判定別療育手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年度末時点）

年齢別にみると、18歳未満、65歳以上は横ばい、18～64歳はおおよそ増加傾向で推移しており、令和5年度末時点で18歳未満が20人、18～64歳が59人、65歳以上が8人となっています。

#### ■年齢別療育手帳所持者数の推移

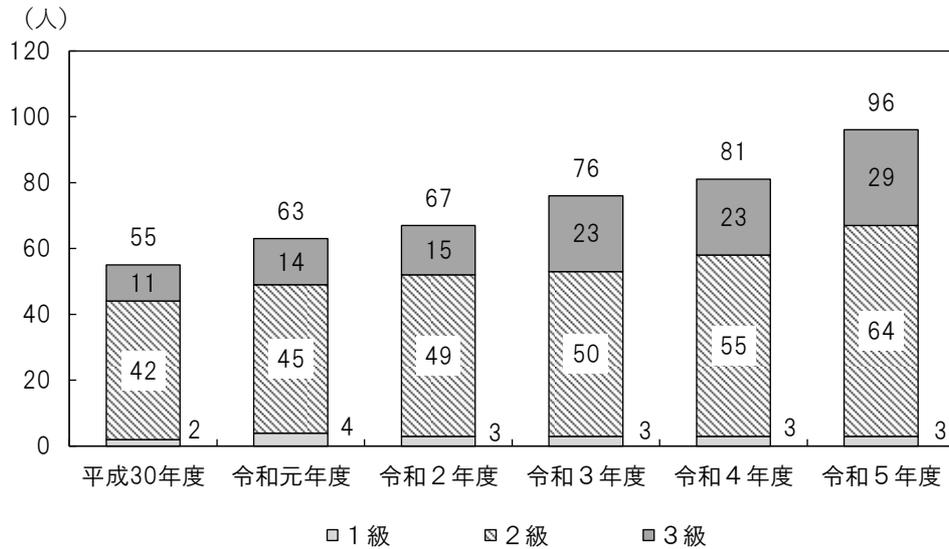


資料：健康福祉課（各年度末時点）

## (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

上峰町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和5年度には96人となっています。等級別にみると、1級は横ばい、2級、3級は増加傾向で推移しており、1級は3人、2級は64人、3級は29人となっています。

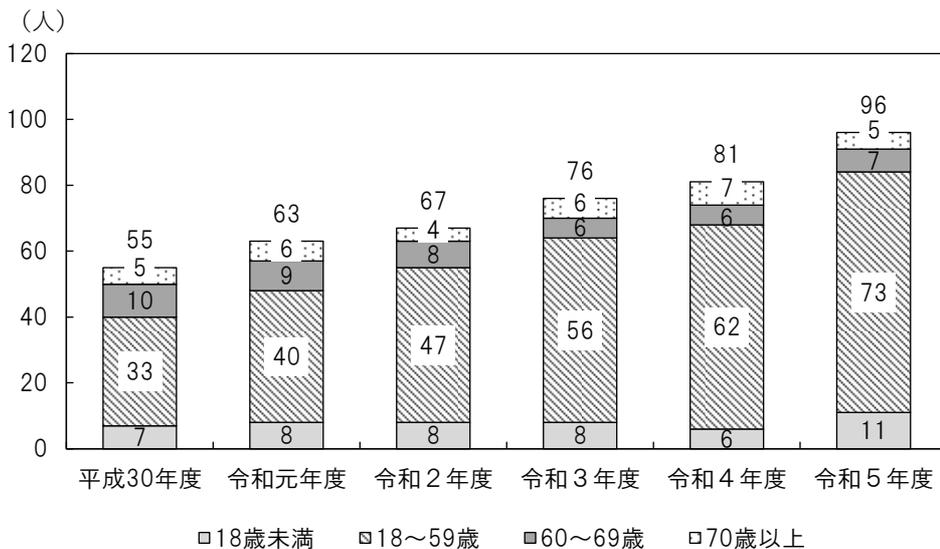
### ■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年度末時点）

年齢別にみると、60～69歳、70歳以上は横ばい、18～59歳は増加傾向で推移しています。18歳未満は令和4年度まで横ばいで推移していましたが、令和5年度は11人と、直近6年間で最も多くなっています。

### ■ 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

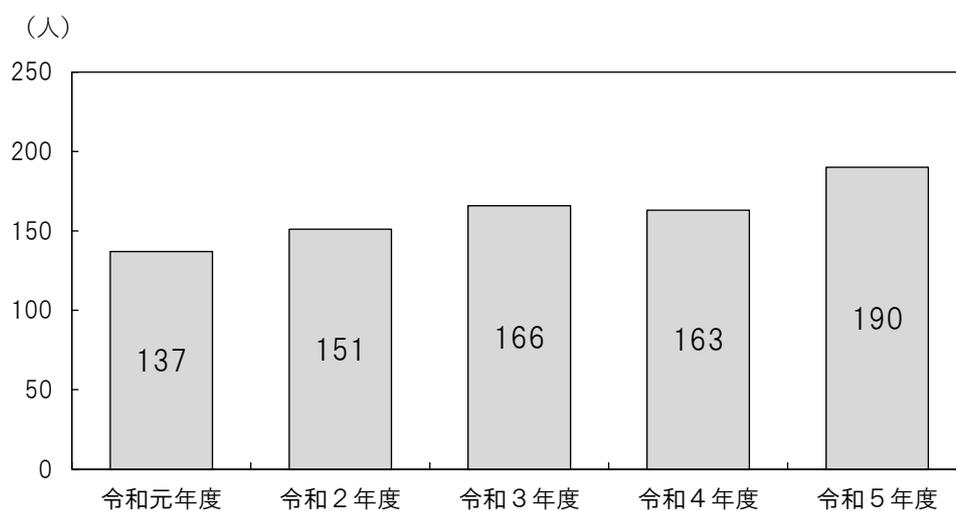


資料：健康福祉課（各年度末時点）

## (5) 自立支援医療（精神通院医療）費受給者数の推移

上峰町の自立支援医療（精神通院医療）費受給者数は、令和4年度に一度減少しましたが、令和元年度以降増加傾向にあります。令和5年度時点の自立支援医療（精神通院医療）費受給者数は190人と、令和元年度以降最も多くなっています。

### ■ 自立支援医療（精神通院医療）費受給者数の推移



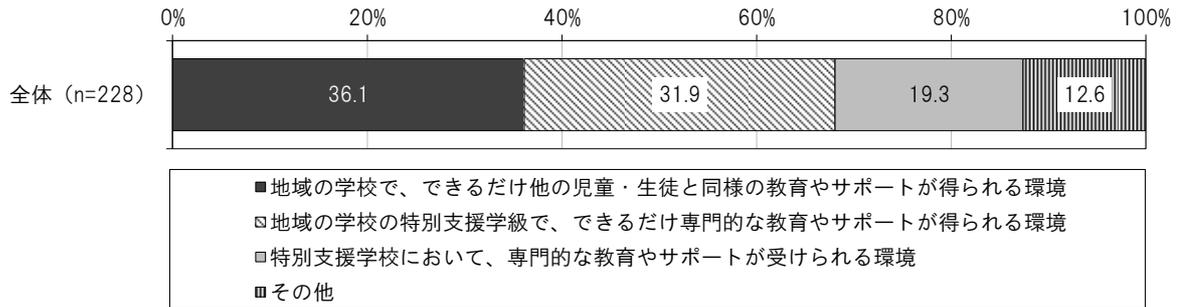
資料：健康福祉課（各年度末時点）

### 3. 地域生活の状況

#### (1) 教育

【望ましい就学環境】をみると、「地域の学校で、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境」が最も高く 36.1%、次いで「地域の学校の特別支援学級で、できるだけ専門的な教育やサポートが得られる環境」が 31.9%となっています。

■望ましい就学環境とはどのような環境か（単数回答）※不明・無回答を除く



資料：令和6年度上峰町障がいの福祉に関するアンケート

～事業所調査より(一部抜粋)～

- ・児童発達支援利用のこどもたちの支援について、認定こども園及び学校と連携しやすい状況を町を通じて構築してほしい。
- ・学校教育において、一人ひとりの困難さに応じて、各教科で指導内容や指導方法などを工夫する必要があると思う。

#### (2) 就労

【障がいのある人の就労支援として必要だと思うこと】をみると、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も高く 48.7%、次いで「企業などにおける障がい者雇用への理解」が 43.0%となっています。

■障がいのある人の就労支援として必要だと思うこと（複数回答）※上位4項目、不明・無回答を除く

職場の上司や同僚に障がいの理解があること	企業などにおける障がい者雇用への理解	通勤手段の確保	短時間勤務や勤務日数などの配慮
48.7%	43.0%	40.5%	34.8%

全体 (n=228)

資料：令和6年度上峰町障がいの福祉に関するアンケート

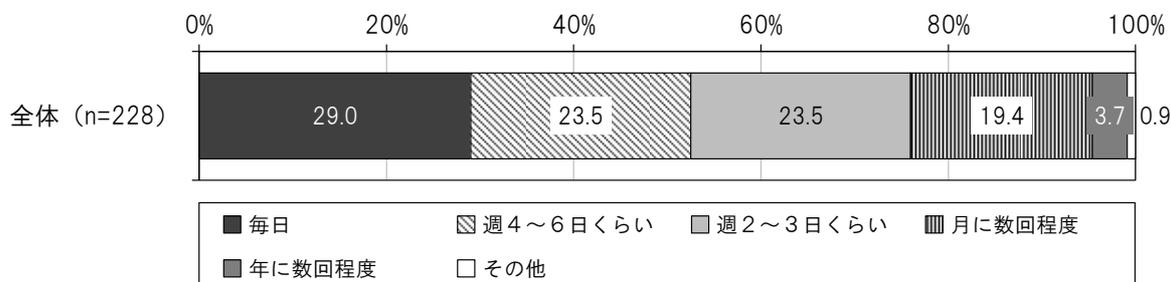
～事業所調査より(一部抜粋)～

- ・障がいのある人の働く場所の選択肢が意外と少ない。
- ・障がいのある人が働きやすい環境をつくることや、働くための移動手段等が必要だと思う。

### (3) 外出状況、生活環境

【外出の頻度】をみると、「毎日」が最も高く 29.0%、次いで「週4～6日くらい」、「週2～3日くらい」が 23.5%となっています。

■外出の頻度（単数回答）※不明・無回答を除く



資料：令和6年度上峰町障がいの福祉に関するアンケート

【外出する際の交通手段】をみると、「自家用車（家族運転）」が最も高く 51.8%、次いで「自家用車（本人運転）」が 42.2%となっています。

■外出する際の交通手段（複数回答）※上位4項目、不明・無回答を除く

自家用車（家族運転）	自家用車（本人運転）	徒歩	コミュニティバス （通学バス・乗合タクシー・ 巡回バス）
51.8%	42.2%	24.3%	12.4%

全体（n=228）

資料：令和6年度上峰町障がいの福祉に関するアンケート

～事業所調査より（一部抜粋）～

- ・ 町内バスを障がいのある人も乗り降りしやすいものにする必要がある。
- ・ 運動施設を障がいのある人も気軽に使える配慮があると良い。
- ・ 障がいのある人の住む場所、地域交流の場所、在宅サービス等の選択肢が少ない。
- ・ 障がいのある人もない人も、気軽に立ち寄る場所があると良い。
- ・ 新しくできる商業施設においても、合理的配慮が必要である。
- ・ 車いすで通ることができる歩道を整備してほしい。

## (4) 社会参加

【今後参加したい行事や活動】をみると、「参加したいと思わない」が最も高く 51.3%、次いで「趣味やスポーツなどの集まり」が 19.3%となっています。

■今後参加したい行事や活動（複数回答）※上位4項目、不明・無回答を除く

参加したいと思わない	趣味やスポーツなどの集まり	自治会活動・まつりなどの地域の行事	文化・スポーツ事業
51.3%	19.3%	18.4%	14.5%

全体 (n=228)

資料：令和6年度上峰町障がいの福祉に関するアンケート



今後参加したい行事や活動について「参加したいと思わない」と回答した人のうち、【参加したいと思わない理由】をみると、「関心がない」が最も高く 42.5%、次いで「会場に行くことが困難」が 29.2%となっています。

■参加したいと思わない理由（複数回答）※上位4項目、不明・無回答を除く

関心がない	会場に行くことが困難	参加したい行事がない	その他（体調、人間関係等）
42.5%	29.2%	24.8%	12.4%

全体 (n=117)

資料：令和6年度上峰町障がいの福祉に関するアンケート

～事業所調査より(一部抜粋)～

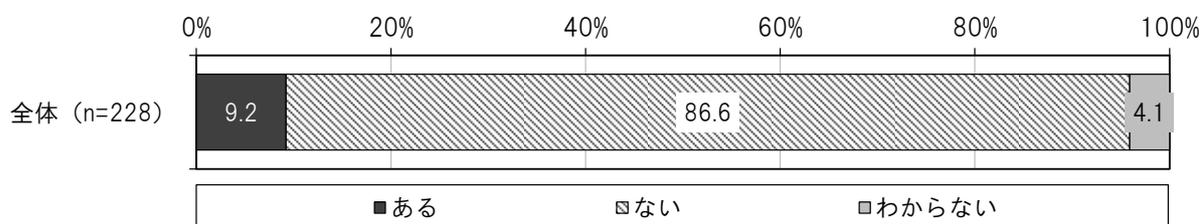
- ・物理的なバリアフリーのほか、社会的、経済的、法・制度的、情報・アクセス等のバリアフリー化を進める必要がある。
- ・選挙投票所を、靴を脱がなくても利用できるように整備するなど、安心して利用できる工夫が必要だと思う。



## (5) 防犯、災害対策

【消費者トラブルの被害の有無】をみると、「ない」が最も高く 86.6%、次いで「ある」が 9.2%となっています。

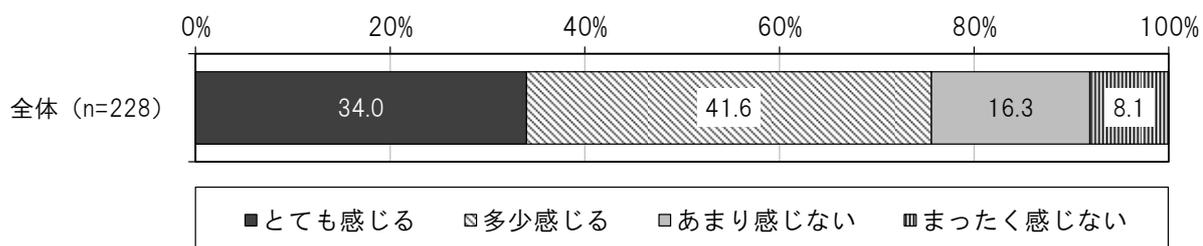
### ■消費者トラブルの被害の有無（単数回答）※不明・無回答を除く



資料：令和6年度上峰町障がいの福祉に関するアンケート

【避難所への避難にためらいを感じるかどうか】をみると、「多少感じる」が最も高く 41.6%、次いで「とても感じる」が 34.0%となっています。

### ■避難所への避難にためらいを感じるか（単数回答）※不明・無回答を除く



資料：令和6年度上峰町障がいの福祉に関するアンケート

～事業所調査より（一部抜粋）～

- ・寝台や通路について車いすで通ることができる広さ、相談できる人の常駐、常時見守りができる人の配置などが避難所にあると良い。
- ・避難所において、プライバシーの保護に配慮があると良い。
- ・何か問題があったときに対応できる、専門的な経験を持った人がいると、利用者としては助かる。
- ・避難所の増設や段ボールなどの仕切りの導入をしてほしい。

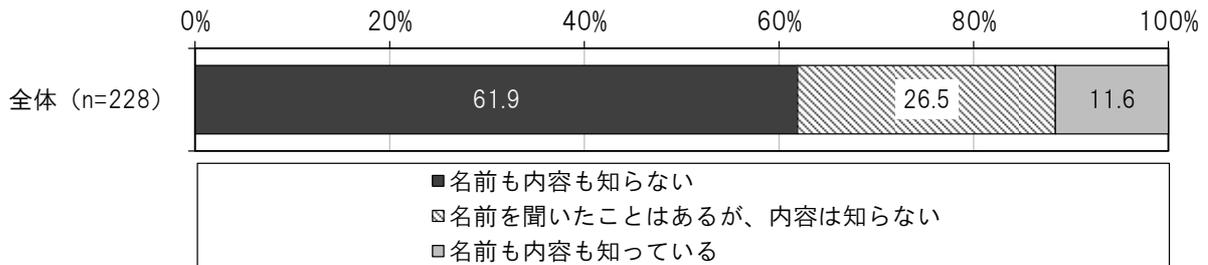


## 4. 法・制度、サービスの状況

### (1) 法・制度の認知度

【障害者差別解消法の認知度】をみると、「名前も内容も知らない」が最も高く 61.9%、次いで「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 26.5%となっています。

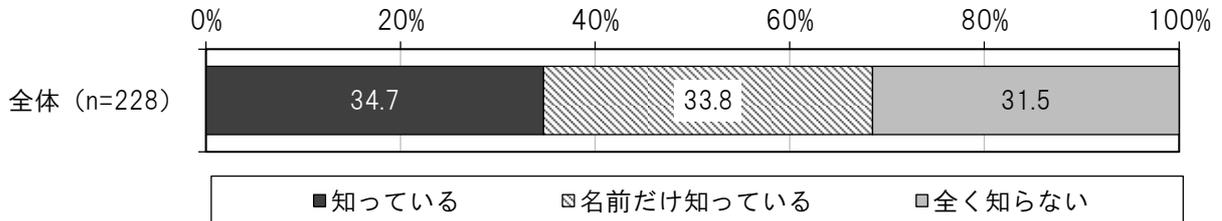
■障害者差別解消法の認知度（単数回答）※不明・無回答を除く



資料：令和6年度上峰町障がいの福祉に関するアンケート

【成年後見制度の認知度】をみると、「知っている」が最も高く 33.3%、次いで「名前だけ知っている」が 32.5%となっています。

■成年後見制度の認知度（単数回答）※不明・無回答を除く



資料：令和6年度上峰町障がいの福祉に関するアンケート

### (2) 今後必要だと思う制度、サービス等

～事業所調査より(一部抜粋)～

- ・ 日常的な挨拶などの簡単な手話教室などを開いてほしい。
- ・ 相談や支援、給付等のサービスが町内においてワンストップで利用できるように、様々な事業所を誘致してほしい。
- ・ 医療、地域、学校、各事業所が連携し、サービス利用や各種申請、手続き等がスムーズになるよう取り組む必要がある。
- ・ 病院の予約や各種書類のスマートフォンによる申請など、デジタル技術の活用が進み、障がいのある人や高齢者にとって様々なリスクがあるように思える。そのようなリスクに備えることも重要である。

## 5. 課題の整理

上峰町の障がい福祉に関する課題は、以下のとおりとなります。

### 【国や町の動向】

- ・障がいのある人を巡る課題として、全国的に就労機会の不足や災害時や犯罪被害に遭ったときの支援体制の不備、社会全体の偏見や理解不足などがあげられます。また、今後は、地域生活支援の体制強化やインクルーシブ教育の必要性も高まっています。上峰町でも同様の傾向にあり、町としてもこれらの課題に取り組む必要があります。
- ・上峰町では、自立支援医療（精神通院医療）費受給者が増えており、今後もさらなる支援の拡充が求められます。

### 【アンケート結果から】

- ・法や制度の認知度が低く、障がいのある人もない人も、双方が「障がい」について理解を深める取り組みが重要です。
- ・就労について望むことをみると、企業や職場の上司等への理解が多くあげられており、職場における理解促進が必要です。
- ・日々の生活について、移動手段に困っている人が多くいることが分かります。本人もしくは家族等が運転する車での移動が主な手段となっていますが、運転が厳しい人にとっては、外出や地域活動の参加を妨げるものとなっています。
- ・障がいのある人の生活における不安を解消するためには、プライバシーの確保された空間など、落ち着ける場所も、今後整備する必要があります。



### 【事業所調査結果から】

- ・障がいのある人の就労の場や居住、支援サービスなどの充実が求められています。
- ・行政や関係機関、支援事業所等の連携を強化し、安定したサービス提供を継続することが重要です。
- ・公共施設等のバリアフリー化を進めることに加え、法・制度のバリアや認識、意識などのバリアについても、解消していくことが重要です。
- ・サービス利用者にとって、申請や給付の手続きは、難しいものもあり、手続きの簡素化なども求められています。



### 【上峰町における5つの課題】

- 1 障がいについての理解促進・啓発活動の推進
- 2 安全に過ごせる生活基盤の整備
- 3 心身ともに健康で暮らすための保健・医療体制の確保
- 4 安心して地域に参画するための制度の整備
- 5 障がい者支援を行う関係機関等との連携構築

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

上峰町ではこれまで、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりを進めてきました。また、ライフスタイルや価値観が多様化し、社会環境が大きく変化する社会において、地域と行政と事業者の連携のもと、支援が必要な人に適切な支援が届くように、支援体制を整備してきました。

今後も家族や地域における「つながり」が一層求められる中、住み慣れた地域でともに支え合いができるよう、人と人の絆を大切にし、誰もが安心して暮らせる町を目指します。また、計画の推進にあたっては、前回計画の基本理念を踏襲し、引き続き、支援の充実に努めます。

人と人の絆でつくる  
だれもが安心して暮らせるまち 上峰



## 2. 上峰町が進める重点的な取り組み

基本理念を達成するために、上峰町では以下の取り組みを、計画期間内で特に進めていくべき重点施策として位置づけます。

### (1) 障がいに関する制度等の周知・啓発

〈国の動きや町の現状〉

わが国では、令和6年に合理的配慮の義務が民間事業者へも拡大するなど、障がい者等の支援に関する法律や制度の整備が進む一方で、法・制度の周知は依然として課題となっており、令和5年に閣議決定された障害者基本計画（第5次）では、分野別施策の基本的方向の1つ目に啓発・広報が掲げられています。

また、障がい者等の理解促進について、わが国では、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に基づいて、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う取り組みを推進するため、広域的な広報活動やイベント等が開催されています。

上峰町でも、アンケート等によると、障害者差別解消法や成年後見制度といった障がいのある人の権利を保障するための法・制度や町が作成する避難行動要支援者名簿、避難所における要配慮者スペースの確保等の災害発生時に備えた支援の認知度が低くなっています。

全国的な動向と同様に、町や事業所、住民一人ひとりが障がいについて知る機会が必要となります。



〈目指す町の姿と取り組むこと〉

上峰町では、障がいに関する啓発活動や法や制度、相談窓口等の情報発信を進め、住民一人ひとりが障がいについて正しい知識や理解を深めた上で、日常生活を安心して送ることができる町を目指します。また、防災分野においては、避難行動要支援者名簿の更新及び個別避難計画の作成を行っていきます。

〈特に注力する事業〉

#### 【基本目標1】 支え合いのまちづくり

(1) 障がいに対する理解促進

①住民の意識啓発・広報活動の充実 (P.26)

(2) 差別解消の推進

①障がいを理由とする差別の解消 (P.27)      ③差別に関する相談窓口の利活用促進 (P.27)

(3) 権利擁護の推進

①成年後見制度の利用促進 (P.28)      ⑤合理的配慮の普及 (P.28)

#### 【基本目標2】 安全・安心・快適に暮らせる環境整備

(1) 防災・防犯体制の充実

③災害発生時に備えた避難支援体制整備 (P.29)

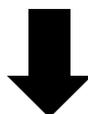
## (2) 重層的支援体制整備事業の推進

### 〈国の動きや町の現状〉

近年、わが国では生活困窮や引きこもり、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」、介護と子育てを行う「ダブルケア」、こどもが家族の介護等のお世話等を行う「ヤングケアラー」、高齢者が高齢の家族等を介護する「老々介護」などといった地域住民の抱える課題が複雑化・複合化しています。

以上を踏まえ、わが国では令和3年度に社会福祉法が改正され、市町村において「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

上峰町では、令和4年度から、重層的支援体制整備事業の移行準備事業を開始し、よろず相談窓口として「かみつばき」を開設するなど、誰一人取り残さない支援体制の構築に向けた取り組みを推進しています。



### 〈目指す町の姿と取り組むこと〉

上峰町では、令和7年度の重層的支援体制整備事業の本格実施に向けて、支援体制の構築や多機関協働の取り組みを推進しています。様々な生活課題を抱える住民を誰一人取り残すことなく、一人ひとりが適切な支援へつながることができる町を目指します。障がい福祉の分野においては、障がいの種類や程度に関わらず、安心して生活を送ることができるよう、関係機関等と連携し、適切な支援の充実に努めます。

#### 〈特に注力する事業〉

##### 【基本目標2】 安全・安心・快適に暮らせる環境整備

###### (4) 相談等サービス利用における支援の拡充

- ②相談支援体制の強化 (P.31)
- ③地域における相談活動 (P.31)
- ⑥相談窓口の認知度の向上 (P.31)

##### 【基本目標5】 包括的な支援体制の構築

###### (1) 福祉を支える人材、団体の育成

- ③団体の運営支援 (P.36)

###### (2) 多機関協働による福祉の推進

- ②福祉ネットワークの形成 (P.36)
- ③障がい者施設等との連携強化 (P.36)
- ④民生委員等との連携強化 (協議・協働の機会創出) (P.36)

## (3) 障がい児等への支援

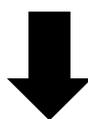
### 〈国の動きや町の現状〉

障がい児とは、身体・知的・精神などの障がいのある 18 歳未満のこどもを指します。障がい児は、日常生活や学習、社会参加において特別な支援や配慮が必要となりますが、障がいの種類や程度は様々で、個々の特性に応じた支援が求められます。

障がい児は全国的に増加傾向にあり、特に、発達障がい（自閉症スペクトラム障がい（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD）、学習障がい（LD）など）の診断を受けるこどもが増えています。

わが国では、障がい児支援として、特別支援学校や特別支援学級、通常学級での合理的配慮が提供され、インクルーシブ教育の推進が図られているほか、児童発達支援や放課後等デイサービスなどが提供されるなど、様々な場面において支援が拡充されています。また、令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケアの必要なこどもを支えるための具体的な支援内容が明確化されるほか、地方自治体が責任を持って支援体制を整備することが義務付けられました。

上峰町においても、児童発達支援を充実させるほか、新たに医療的ケア児を受け入れる認定こども園の開設を進めるなど、支援拡充に向けて取り組みを進めています。



### 〈目指す町の姿と取り組むこと〉

上峰町が、障がいのあるこどもも健やかに成長できる町となるように、保育・医療・教育・福祉などの関係機関との連携を強化し、成長段階に応じた切れ目のない障がい児等支援の充実に向けて取り組みを推進します。

また、保護者の負担軽減を図ることで、こどもたちだけでなく保護者も安心して暮らせるための取り組みを推進します。

#### 〈特に注力する事業〉

#### 【基本目標3】 保健・医療・健康づくりの充実

#### (2) 障がい児等への支援の拡充

- ②医療的ケア児支援の推進 (P.33)
- ④療育体制の充実 (P.33)

## 3. 計画の基本目標

基本理念に基づき、本計画を具体的に推進していくため、以下のとおり基本目標を定めます。

### 基本目標1 支え合いのまちづくり

「共生社会」の実現に向け、障がいのある人を含めたすべての住民が互いに尊重し、支え合うことができるよう、住民に対して障がいや合理的配慮、権利に関する広報・啓発活動を実施し、障がいについての理解を深めます。

また、成年後見制度の充実や虐待の防止、差別の解消など、一人ひとりの権利を守るための取り組みを推進します。

### 基本目標2 安全・安心・快適に暮らせる環境整備

障がいの種別や程度に関わらず、自身の必要なサービスを適切に利用しながら、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、防災・防犯に関する取り組みを推進し、安全なまちづくりを進めるほか、公共施設等のバリアフリー化や外出支援など、快適に過ごせる上峰町を目指した取り組みを推進します。

### 基本目標3 保健・医療・健康づくりの充実

障がいのある人が心身ともに健康で、いきいきと過ごせるように、適切な保健・医療サービスを提供するほか、健康づくり活動の推進や精神保健の拡充を通じて、疾病等の発生や重度化の予防に努めます。

また、障がい児に対する支援を推進し、今後の増加が見込まれる支援ニーズに対応できるよう、体制整備を進めます。

### 基本目標4 社会参画の促進に向けた教育や就労、地域活動等への支援の充実

障がいのある人が自立し、社会に積極的に参加できるよう、障がいの有無に関わらず、すべての人が学ぶことができる教育環境を整備するとともに、雇用の機会を広げるための支援や、職場での合理的配慮を促進します。また、地域での支え合いや交流活動の充実を図り、障がいのある人が地域社会の一員として安心して暮らせる基盤を作ります。

### 基本目標5 包括的な支援体制の構築

上峰町では、地域住民が抱える複雑化・複合化する課題に柔軟に対応するために、令和4年度より重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備事業を開始し、断らない相談窓口として「かみつばき」をおたっしや館内に設置しました。今後も、誰一人取り残さない支援を実施するために、関係団体や支援者の育成及び関係機関等との連携強化を図ります。

## 4. 施策体系

基本理念の実現に向けて、3つの重点施策及び5つの基本目標のもと、以下の施策に取り組みます。

### 〈基本理念〉

**人と人との絆でつくる だれもが安心して暮らせるまち 上峰**

〈重点施策1〉 障がいに関する制度等の周知・啓発

〈重点施策2〉 重層的支援体制整備事業の推進

〈重点施策3〉 障がい児等への支援

【基本目標1】 支え合いのまちづくり	(1) 障がいに対する理解促進
	(2) 差別解消の推進
	(3) 権利擁護の推進
【基本目標2】 安全・安心・快適に暮らせる 環境整備	(1) 防災・防犯体制の充実
	(2) 安心して過ごせる生活環境の充実
	(3) 快適な移動支援の充実
	(4) 相談等サービス利用における支援の拡充
【基本目標3】 保健・医療・健康づくりの充実	(1) 保健・医療の充実
	(2) 障がい児等への支援の拡充
【基本目標4】 社会参画の促進に向けた教育や 就労、地域活動等への支援の充実	(1) 個性・可能性を伸ばす育ちへの支援
	(2) 雇用・就労、生活の支援
	(3) 地域活動等への参加の促進、交流活動の促進
	(4) スポーツや文化芸術活動の振興
【基本目標5】 包括的な支援体制の構築	(1) 福祉を支える人材、団体の育成
	(2) 多機関協働による福祉の推進

# 第4章 施策の展開

## 基本目標 1 支え合いのまちづくり

障がいの有無に関わらず、誰もが住みやすい上峰町を実現するためには、住民一人ひとりがお互いを理解し、認め合うことが重要です。

上峰町に住む全ての人が地域の一員として尊重され、誰もが安心して生活できるように、上峰町では、障がいに関して正しい理解を深めることができる機会を設けるほか、差別などの人権侵害の防止、権利擁護に向けた取り組みを推進します。

また、上峰町では障がいに関する周知・啓発に関する取り組みを、今後5年間の障がい福祉に関する重点的な取り組みの一つとして実施します。

### (1) 障がいに対する理解促進

No.	施策	内容
①	住民の意識啓発・広報活動の充実	広報誌やホームページ等の様々な媒体を活用することで、障がいのある人や障がいに関する情報を発信し啓発活動に取り組みます。
②	ボランティア活動・支え合い活動の推進	障がいのない人が、障がいのある人と地域においてともに生活し支え合う意識を育み、障がいのある人の地域生活のサポーターとなるように、ボランティアの育成・活動支援と支え合いの地域福祉活動を社会福祉協議会と連携しながら展開します。
③	行政における合理的配慮の充実	職員に対して、障がいへの正しい理解と窓口等における対応力を養成する研修を実施するほか、聴覚、音声、言語に障がいのある人等の要望に応じて、コミュニケーションを支援する手法の確保を検討します。
④	障がい者週間における啓発活動	毎年12月3日～9日の「障がい者週間」において、障がいに関する理解を深めるため、広報誌やホームページ等の媒体を活用した広報及び啓発を実施します。
⑤	町内における福祉教育の推進	福祉への関心を高めることを目的として、佐賀県や社会福祉協議会等と連携し、生涯学習事業や福祉体験学習、各種研修等の実施を推進します。
⑥	障がいのある人が障がいを学ぶ機会の提供	障がいのある人も、自身や周囲の人の障がいについて、正しい知識を得て理解を深められるように、障がいのある人を対象とした学習の機会を提供します。
⑦	心のバリアフリー教育の推進	学校教育において障がいのある人による講話や交流活動を実施し、子どもたちが多様性の重要性や他者への配慮を学ぶ機会を提供します。

## (2) 差別解消の推進

No.	施策	内容
①	障がいを理由とする差別の解消	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）について、法の趣旨・目的等に関する周知・啓発に取り組みます。 また、自立支援協議会で差別解消支援地域協議会を開催し、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。
②	差別事例への迅速な対応	学校や相談窓口等で差別事例が報告された場合、関係機関による公平な調査を迅速に行い、必要に応じて関係者に対する指導や勧告を実施します。 また、再発防止策を検討し、関係機関への周知を図ります。
③	差別に関する相談窓口の利活用促進	上峰町では、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、相談を行う人権擁護委員による人権・行政相談を行っています。 また、「かみつばき」等でも、障がいなどを含むあらゆる相談を受け付けています。 今後も、差別等に悩みを抱える人が適切に相談窓口を活用できるように、「上峰町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」に基づき、町内相談窓口の周知及び整備に努めます。
④	差別解消のための周知・啓発	地域社会における障がいのある人に対する差別を解消するため、差別禁止や合理的配慮について、住民への周知・啓発を行います。
⑤	ヘルプマークの配布及び理解促進	障がいのある人が、周囲の人たちに配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくなるよう作成された「ヘルプマーク」や、支援が必要な旨を記載し、周囲の人たちが困っていることに気づくことができる「ヘルプカード」を障がいのある人へ配布するほか、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及・啓発に努めます。

### (3) 権利擁護の推進

No.	施策	内容
①	成年後見制度の利用促進	地域生活支援事業で実施する成年後見制度利用事業支援が、適切に利用されるためにきめ細かな対応に努めます。 また、令和4年に設置した上峰町権利擁護センターを中心として、当制度に関する相談支援や啓発を行うほか、協議会や地域連携ネットワークの構築に向けた取り組みを推進します。
②	家族等への支援	障がいのあるこども等の保護者に対して、障がいについての正しい情報を発信するほか、保護者等を対象とした障がいに関する研修や講座等を実施し、家庭等の抱える不安や悩みの解消に努めます。
③	投票環境の向上	投票所において、段差の解消や車いす用の投票記載台を設置、点字や拡大文字による候補者名簿の設置など、障がいのある人もない人も投票しやすい環境を整備します。
④	日常生活自立支援事業	認知症等の理由により、金銭管理や行政手続きが困難な人に対し、社会福祉協議会と連携して、自立した日常生活を送ることを支援します。
⑤	合理的配慮の普及	令和6年4月より、「合理的配慮の提供」が民間事業者等においても義務化され、民間企業での店舗の接客等においても、適切な合理的配慮の提供が求められています。商工会や事業所等と連携しながら、適切な配慮の提供に向けた情報提供に取り組むとともに、相談や通報があった場合は、必要に応じて関係機関と連携しながら、適切な助言や指導を行います。
⑥	虐待防止体制の整備	高齢者部門や鳥栖・三養基地区総合相談支援センターや自立支援協議会等の関係機関との連携、さらに地域による日常的な見守り支援等を組み合わせることによる、障がいのある人に対する虐待防止・早期発見に向けた体制を整えます。

## 基本目標 2 安全・安心・快適に暮らせる環境整備

障がいのある人が、犯罪や災害の被害に巻き込まれたり、日常生活を送る中で不安を抱えたりすることなく暮らしていけるように、生活環境などの整備を行うことが重要です。

上峰町では、災害や犯罪の抑止に関する取り組みを推進するほか、生活環境等の整備、快適な移動支援、サービスの適切な利活用を推進します。

### (1) 防災・防犯体制の充実

No.	施策	内容
①	防災対策の推進	上峰町地域防災計画に基づき、援護が必要な高齢者や障がいのある人等については災害予防対策を推進するとともに、災害時の応急対策を講じます。特に、高齢者や障がいのある人等は災害時に支援が必要となる可能性が高いことから、避難行動要支援者名簿の整備と地域の防災体制の意識啓発を推進します。
②	災害発生時の体制整備	災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、必要な体制整備を推進します。 また、災害発生時に障がいのある人が安心して避難できるよう、事業所と連携して、福祉避難所の充実に努めます。
③	災害発生に備えた避難支援体制整備	防災訓練にあわせて、住民の参加による高齢者や障がいのある人等、避難行動要支援者の避難誘導訓練を実施し、災害発生に備えた避難支援体制の充実に努めるとともに、防災ボランティアの育成に努めます。 また、生活の安全を確保する緊急通報システム設置事業を実施します。加えて、避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせた個別避難計画を作成します。
④	ひとり暮らしの障がいのある人への緊急時体制整備	ひとり暮らしの障がいのある人の安否確認等、障がいのある人が安心して生活できる緊急時の連絡手段について検討します。
⑤	消費者トラブルの予防	障がいのある人が悪質商法や特殊詐欺などの消費者トラブルの被害に遭わないように、警察等と連携しながら、防犯対策を強化するとともに、広報等を通じた情報提供を行い、地域における防犯対策に努めます。
⑥	地域の見守り活動の推進	学校や事業所等と連携し、障がいのある人もない人も、犯罪被害に遭わないように、地域での見守り活動を実施し、町の異変に早期に気づくことができる体制を整備します。

## (2) 安心して過ごせる生活環境の充実

No.	施策	内容
①	利用者視点の公共施設等の整備	ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方を踏まえた、利用者の視点に立った公共施設等の整備の推進に努めます。
②	住居の整備・改修等の支援	介護保険事業の適切かつ円滑な実施を通じて、在宅で生活する高齢者や障がいのある人の世帯に対して、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に立った住宅整備・改修等を行う際の費用の一部を助成します。
③	道路環境等の整備	主要な道路の整備を行い、利便性の向上に努めるほか、視覚障害者誘導用ブロック上に物を置かないことなどといった適切な利用について周知し、障がいのある人も安心して生活できる環境を整備します。

## (3) 快適な移動支援の充実

No.	施策	内容
①	外出支援	移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加の推進を図ります。 また、上峰町コミュニティバス「のらんかい」の運行により、障がいがある人への外出機会を創出します。
②	福祉タクシー利用助成事業	在宅の重度心身障がい者に対して、タクシー利用料金の一部を助成する福祉タクシー利用助成事業により、社会参加の推進を図ります。
③	移動支援	住民の日常生活を支える重要な交通手段である上峰町コミュニティバスについて、必要に応じた見直しを行い、サービスの向上に努めます。 また、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すよう努めます。
④	パーキングパーミットの発行	身体に障がいのある人等が安心して駐車場を利用できるように、障害者等用駐車区画の整備を進めます。 また、「パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）」を発行し、身障者用駐車場の安全かつ適切な利用を促進します。

## (4) 相談等サービス利用における支援の拡充

No.	施策	内容
①	障がいのある人への助成等	重度の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者に医療費の一部を助成する重度心身障害者医療費助成や自立支援医療費助成、補装具給付事業等を行います。
②	相談支援体制の強化	相談支援体制の強化を図るとともに、指定特定相談事業所と指定障害児相談支援事業の確保、計画相談員の数や質の確保に努めます。
③	地域における相談活動	地域の住民が相談員となり、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる身体障害者相談員・知的障害者相談員の活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実を図ります。
④	民生委員児童委員の相談活動支援	障がいのある人をはじめ、高齢者、児童、母子、生活困窮者等援助を必要とする人の相談・指導・助言等個別援助活動を行っている民生委員児童委員の相談活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実を図ります。
⑤	サービス利用の支援	必要に応じて複数のサービスを適切に結びつけるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、利用者本位の視点に十分配慮した「サービス等利用計画」をもとに、障がいのある人のサービス利用を支援します。
⑥	相談窓口の認知度の向上	上峰町では、住民の誰もが気軽に相談できる、おたっしや館内にある「かみつばき」など、身近な問題を相談できる窓口や機関について、住民への認知度を高めるため、情報発信を行います。

## 基本目標 3 保健・医療・健康づくりの充実

安心して保健や医療サービス等を受けられるように、適切な支援へつながり、活用できる体制づくりが重要です。

上峰町では、保健・医療サービスの充実や障がいの重症化予防に向けた健康づくり活動の推進などを実施します。

また、障がい児への支援については、令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されるなど、支援ニーズが高まっている昨今の状況を踏まえて、今後5年間の上峰町での障がい福祉に関する重点的な取り組みの一つとします。

### (1) 保健・医療の充実

No.	施策	内容
①	保健・医療サービスの充実	関係機関との連携のもと、障がいの予防、早期発見、早期治療・療育、機能訓練の充実に努めます。
②	健康教育等の実施	生活習慣病等の発生予防、その他心身の健康に関して、正しい知識を普及啓発するため、健康教育等を実施します。
③	難病支援	佐賀県難病支援相談センター等の専門機関と連携し、医療や介護、福祉、就労等に関する相談支援に取り組むほか、難病患者とその家族の不安や負担を軽減するため、適切な在宅支援を行うことを目的とした連携体制の構築を検討します。
④	障がいのある人の健康増進	障がいのある人の健康づくりを支援するため、障がいのある人に対して、日常的な健康管理や正しい情報を提供するほか、健康相談や保健指導の充実に努めます。
⑤	心の健康づくり・自殺予防についての啓発	心身の健康づくり等の健康教室を開催し、啓発と予防に努めるとともに、広報誌等で自殺予防に向けた啓発に取り組みます。 また、精神保健相談に対応するために、関係機関や専門の医師との連携を密にし、相談支援体制の充実を図ります。
⑥	障がいのある人の地域移行支援	障がいのある人が、自身の住みなれた場所で自立して生活できるように、地域での支援体制を整備するほか、障がいや高齢による健康状態の変化に対応し、適切な治療と生活支援をするため、医療と介護の連携を強化します。

## (2) 障がい児等への支援の拡充

No.	施策	内容
①	発達に関する個別支援体制の強化	発達において経過観察や支援が必要な子どもと家庭へのフォロー体制の充実を図り、定期的な事後指導に努め、現状の把握、今後の支援体制等、その子どもに適切な対応となるように、個別支援体制を強化します。
②	医療的ケア児支援の推進	<p>医療的ケアの必要な子どもが、町内の小中学校に通うことができるように、学校生活における医療的ケア児への支援体制を構築します。</p> <p>また、広域で医療的ケア児への支援をするため、近隣自治体や専門機関と連携し、医療的ケア児コーディネーターの養成及び派遣する体制の構築に努めます。</p> <p>さらに、認定こども園での医療的ケア児の受け入れを拡大するため、看護師等の医療的ケアを行うことができる人材の確保を支援します。</p>
③	家族等への支援	<p>家庭と教育、福祉の連携を推進するため、支援に必要な情報が一目でわかるような保護者向け説明ツールの活用や、保護者同士が交流できる場を設けます。</p> <p>また、日常的に医療的ケアを行う保護者等が一時的に休息等をとることができるように、事業所等による医療的ケアの代行（レスパイトケア）などの支援の充実に努めます。</p>
④	療育体制の充実	<p>障がいの早期発見及び早期支援を行うため、町内の認定こども園や小学校、中学校、放課後等デイサービスや児童発達支援事業所などの福祉サービス事業所、相談支援事業所、その他関係機関等と連携を図り、療育体制の充実に努めます。</p> <p>また、乳幼児健診等の取り組みを通じて、障がいのある子どもが早期に、必要な支援を受けることができる体制を構築します。</p>

## 基本目標 4 社会参画の促進に向けた教育や就労、地域活動等への支援の充実

障がいのある人も、地域の一員として、自身の能力を発揮し、地域社会に積極的に参加できるように、育ちの支援や雇用・就労、自立した生活を送るための支援を行うほか、地域活動に参加するための環境整備やスポーツ、文化芸術活動の振興などといった取り組みを推進します。

### (1) 個性・可能性を伸ばす育ちへの支援

No.	施策	内容
①	児童発達支援の提供体制の充実	児童発達支援を必要とするこどもが増加しており、適切な時期に児童発達支援が利用できるよう、提供体制の充実に努めます。
②	障がい児支援関係機関との連携	認定こども園で受け入れた障がいのあるこどもについては、適切な保育や指導が行えるよう、事業所と連携して、職員の資質向上につながる研修の実施などを検討します。
③	特別支援教育の充実	障がい児保育の充実や介助員の配置等による特別支援教育の充実に努めるとともに、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。また、障がい児の特性に配慮し、適切な保育・指導が行えるよう、保育士や小学校、中学校の職員に向けた研修を行います。

### (2) 雇用・就労、生活の支援

No.	施策	内容
①	障がい者雇用に関する啓発・相談	ハローワークや福祉関係施設等と連携し、障がい者雇用に関する啓発に努めます。また、ハローワーク等での相談や職業訓練等の情報提供等を行い、参加を促進します。
②	障がい者優先調達推進方策	障がいのある人の作業意欲を高め、工賃増加につながるような福祉施設への物品等の購入、印刷、役務等の発注について検討し、障がいのある人の雇用を促進します。
③	就労支援	障がい福祉サービスにおける就労に関する訓練サービスの提供を図るほか、事業所に対する啓発や福祉的就労に対する支援を行います。 就労を希望する難病患者に対して、症状の特性を踏まえた雇用へつなげるとともに、在職中に難病を発した患者の継続的な就労につながるよう支援します。
④	生活困窮者への支援	制度の網の目からこぼれ、生活困窮者となってしまった障がいのある人への自立支援のため、関係機関との連携を強化します。
⑤	就労の場における合理的配慮の理解促進	職場での合理的配慮の推進に向けて、障がいの特性に応じた職場環境改善のための研修の実施や法令遵守の啓発活動を行うほか、事業所等からの相談に対応できる窓口の設置を検討します。

### (3) 地域活動等への参加の促進、交流活動の促進

No.	施策	内容
①	地域活動への参加の促進	地域活動に関心を持ち、積極的に参加してもらうために、様々な媒体を利用して、住民への啓発に努めます。
②	安心して過ごせる居場所づくり	障がいの有無に関わらず、すべての住民が気軽に集い、交流や情報を共有できる場を整備します。

### (4) スポーツや文化芸術活動の振興

No.	施策	内容
①	スポーツ活動の促進	障がいのある人がスポーツや交流を通じて生きがいを感じることができるように、障がい者スポーツイベントなどの開催を支援し、障がいの特性や年齢を問わず参加できる場や機会をつくれます。
②	文化芸術活動の振興	障がいのある人の文化芸術活動の振興に向けて、文化施設のバリアフリー化や活動資金の助成、地域住民との交流イベントや作品発表の場の提供を通じて、多様な才能が発揮される環境を整備します。

## 基本目標 5 包括的な支援体制の構築

上峰町の障がい者福祉を推進していくためには、町だけでなく関係機関や事業所等との連携のもと、福祉ニーズの的確な把握やサービスの安定的な実施が重要となります。

関係機関や団体等との連携をより強化していくために、上峰町では、団体等の人材育成や運営などを支援するとともに、福祉ネットワークの構築に向けた取り組みを推進します。

### (1) 福祉を支える人材、団体の育成

No.	施策	内容
①	事業者の参入促進	利用者のニーズに対応できるよう、障がい福祉サービス等の事業を行う意向のある事業者に対して情報提供等を行い、事業者の参入促進を図ります。
②	福祉を支える人材の養成	地域自立支援協議会と連携して、相談支援事業所の資質向上や福祉を支える人材の養成を支援するための取り組みを推進します。
③	団体の運営支援	障がいのある人を支援する団体や事業者等の職員を対象として、コミュニケーション等に関する研修を実施するなど、団体のスキル向上に向けた支援を行います。 また、団体や事業所等の交流事業を推進し、障がい者団体の活動支援に努めます。

### (2) 多機関協働による福祉の推進

No.	施策	内容
①	障がいに関するサービスの情報提供	広報誌や町のホームページ等の多様な媒体を活用した、障がい福祉サービスやその他の障がいに関するサービスの継続的な周知や情報提供を図ります。
②	福祉ネットワークの形成	高齢者や障がいのある人等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会との連携のもと、多様な担い手が一体となった福祉ネットワークの形成を促し、見守りや買い物サービスをはじめ、支え合い、助け合う活動を促進します。
③	障がい者施設等との連携強化	障がいのある人の地域生活を支援するため、障がい者支援施設等との連携強化に努めます。
④	民生委員等との連携強化 (協議・協働の機会創出)	地域における障がい者福祉の向上を目指して、民生委員や関係機関との連携を深める場を設けます。情報交換会や相談会を開催し、地域の課題を共有しながら、支援の充実を図ります。

# 第5章 計画の推進に向けて

## 1. 障がいのある人の生活を支援するネットワークの構築

### (1) 庁内体制の整備

庁内においては、関係各課及び各課の実務担当者間で情報を共有し、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図っていきます。

### (2) 地域ネットワークの強化

住民や関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、医療機関、教育機関、雇用関係、施設関係、住民等の様々な立場からの参画を得て開催されている地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や町内の地域資源の改善、地域関係機関の連携のあり方等について検討していきます。

### (3) 国、県、近隣市町との連携

障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら、施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

さらに、近隣市町との連携のもと、取り組みを推進します。

## 2. 推進体制の充実

本計画を実現するためには、行政だけでなく企業、NPO（民間非営利組織）やボランティア等の組織・団体や個人、そして住民の方々が、それぞれの立場に応じて役割分担と連携を行い、社会全体として協働して取り組んでいくことが必要です。

上峰町は、住民や関係機関・団体と協力しながら計画の実施に取り組むとともに、障がいのある人を中心に住民ニーズや実態を把握し、国・県との連携を図りながら施策を推進します。

# 資料編

## 1. 上峰町総合福祉計画審議会設置条例

○上峰町総合福祉計画審議会設置条例

平成 26 年 3 月 19 日

条例第 7 号

(設置)

第 1 条 地域の住民と行政機関が協働し、町の福祉向上を図ることを目的とした総合福祉計画を策定するため、上峰町総合福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、町長に答申する。

- (1) 計画の策定方針及び内容に関する事項
- (2) その他計画の策定のために必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体代表者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する町長への答申をもって終了するものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査及び審議するために、次に掲げる専門部会を置き、当該各号に定める事項を調査及び審議するものとする。

(1) 地域福祉部会 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定による上峰町地域福祉計画に関する事項

(2) 障害者福祉部会 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定による上峰町障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定による上峰町障害福祉計画に関する事項

(3) 老人保健福祉部会 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定による上峰町老人保健福祉計画に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める事項以外の事項を調査及び審議するため、必要に応じその他の専門部会を置くことができる。

3 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

4 専門部会に専門部会長(以下「部会長」という。)及び副専門部会長(以下「副部会長」という。)を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 部会長は、専門部会の会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 専門部会は、必要があると認めるときは、会議に参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

8 審議会は、専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償については、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第94号)の定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 2. 上峰町総合福祉計画審議会委員名簿

任期：令和6年12月25日～令和7年3月31日

区分	所属等	役職	氏名
保健・医療・福祉関係	医療法人平井内科	院長	◎平井 賢治
保健・医療・福祉関係	社会福祉法人 上峰町社会福祉協議会	事務局長	○吉富 和樹
保健・医療・福祉関係	特定非営利活動法人 総合相談支援センター キャッチ	相談支援専門員	渡邊 崇顕
保健・医療・福祉関係	特定非営利活動法人 わっしょい	児童発達支援管理責任者	高島 啓子
保健・医療・福祉関係	ふれあいかん	事務員	原 和也
学識経験者	上峰町教育委員	教育委員	片淵 賢司
各種団体代表者	上峰町民生委員児童委員 協議会	民生委員	山浦 加子
各種団体代表者	上峰町民生委員児童委員 協議会	主任児童委員	塩浦 真由子
各種団体代表者	上峰町親の会	会長	堤 公子
行政関係者	鳥栖保健福祉事務所	所長	木原 康一郎
行政関係者	上峰町役場 総務課	危機管理対策監	弥永 正一

◎：会長 ○：副会長

# 上峰町障害者計画

発行：上峰町健康福祉課  
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1  
TEL:0952-52-7413 (直通)